

議案第16号

世田谷区子どもの権利擁護委員の委嘱

上記の議案を提出する。

令和8年3月10日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

世田谷区子どもの権利擁護委員の任期満了に伴い、次期委員を委嘱するため、世田谷区子どもの権利条例第25条の規定に基づき、本案を提出する。

## 世田谷区子どもの権利擁護委員の委嘱

## 1 委嘱対象者

氏 名	職 歴（令和8年3月1日時点）
あべ よしえ 安部 芳絵 [再任]	工学院大学 教育推進機構教職課程科 教授 （専門は、教育学、こどもの権利条約など）  <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都子供・子育て会議委員（副会長）</li> <li>・「令和7年度非常時におけるこども・若者の意見反映等の在り方に関する調査研究」有識者会議委員（座長）（こども家庭庁）</li> <li>・「令和7年度 困難に直面したこども・若者からの意見聴取の在り方に関する調査研究」有識者検討会議委員（座長）（こども家庭庁）</li> <li>・こども家庭審議会臨時委員（児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会）（こども家庭庁）</li> <li>・公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン理事</li> </ul>

## 2 任期

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 【参考】

平尾潔委員の任期は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

上田美香委員の任期は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

## 世田谷区子どもの権利条例（一部抜粋）

## 第5章 子どもの権利擁護

## （世田谷区子どもの権利擁護委員の設置）

第25条 区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を速やかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。

- 2 擁護委員は、5人以内とします。
- 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。
- 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。